

# 令和4年度 杉並区立杉並第三小学校 いじめ防止基本方針

平成29年 3月31日作成

平成30年 2月28日改訂

令和4年 7月20日改訂

本校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）及び杉並区いじめ防止対策推進基本方針の策定を受け、児童が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見・早期対応及び重大事態への対応）のための対策をより一層総合的かつ効果的に推進することを目的として、以下の杉並区立杉並第三小学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を策定するものである。

また、平成29年8月の国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改訂等を踏まえ、「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」及び「いじめ対応マニュアル」が改訂されたため、本校いじめ防止基本方針も改訂するものとする。

## 【いじめの定義と本校としていじめの問題への基本的な考え方】

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうるものであるという基本的認識に立つことが必要不可欠である。その際、いじめ問題に対して本校では、次のような基本的な姿勢を校内で明確にして、共通理解をして取り組んでいる。

○全校児童に対して、「いじめは絶対許されない」という認識を徹底させるための適切な指導を行う。

○早期発見・早期対応を図り、いじめられている児童を徹底して守り通す。

○社会全体が「いじめは絶対にゆるされない」との認識に立って、学校・地域・地域社会の連携を推進する。

以上を学校の基本姿勢とし、年度当初に共通理解し、組織的に対応していく。（人権教育プログラム参考）

## 1 本校における いじめ防止等に関する取り組み

### (1) 未然に防止するための取り組み方針

- ・全教職員が「いじめを許さない」という基本姿勢に立ち、いじめ問題に学校として組織的に対応する。
  - ・児童の自己実現が図れるよう、日々の学年・学級経営を充実させ、安心して学校生活を送れるようにする。
  - ・児童のいじめに関する理解を深め、いじめの解決に向けて主体的に行動できる児童を育てる。
  - ・思いやりの心を持ち、温かい言葉遣いで友達と関われるように、年間を通じて指導する。
  - ・いじめの問題解決に向けて社会全体で取り組めるように、開かれた学校づくりの推進、地域社会・保護者等との連携を強化し、定期的に学校公開を行う。
  - ・児童による主体的な活動や「すぎなみ小・中学生未来サミット」の活動を支援し、いじめ防止等の実践的態度を養う。
  - ・人権尊重の理念に基づき、偏見や差別の解消を目指す人権教育の充実を図り、教員の人権意識を高める。
  - ・情報モラル教育の推進を行い、ネットでのいじめやトラブル防止への強化を行う。
  - ・スクールカウンセラーによる相談体制の充実を図り、学校全体の組織的な対応を支援する。
- 5年生の全員面接を行い、いじめの未然防止につなげていく。
- ・保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知等による相談体制の整備を行う。

## (2) 早期発見・早期対応のための基本方針

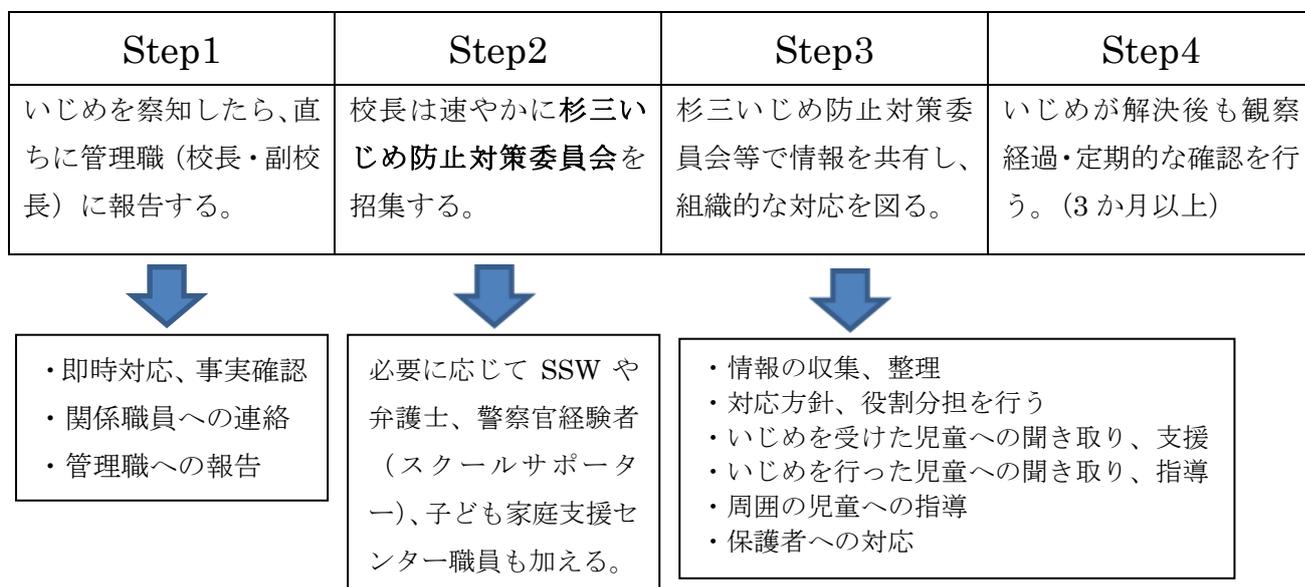
- ・教師と児童が日常的に信頼関係を築くと共に、ささいな兆候にも「いじめ」への疑いをもって対応する。
- ・「基本方針」及び「いじめ対応マニュアル」（平成29年8月 杉並区教育委員会）を活用し、いじめの早期発見・早期対応を行い、完全解決に向けて組織的に保護者や地域、関係機関と連携した取り組みを行う。
- ・生活指導夕会など、全教員で共通理解する機会をもち、早い段階から全教員で見守り・指導を行う。
- ・年3回行われる都の「ふれあい月間」中にアンケートを行い、必要に応じて個別に面接を行い、児童の実態を正確に把握する。いじめを察知した際は、継続的に児童の実態を把握するため、「いつ、どこで、だれが、なぜ、何を、どのように」といった視点から正確に記録するとともに、適切に保存する。（本記録の保存年限は、いじめに係る児童が卒業、転学、退学等をしてから**5年間**保存とする。）
- ・被害者、加害者となっていると思われる児童から正確・迅速に聞き取りを行い、状況把握を行う。
- ・加害者となっている児童には、いじめは絶対に許されないことであることをしっかりと伝え、まずいじめをやめさせる。被害者となっている児童については心のケアを含めて見守りを継続する。
- ・保護者に事実を正確に伝え、学校での対応の仕方について説明し了承を得、家庭と連携して対応に当たる。
- ・いじめが解決した後も、対象の児童・保護者と定期的に話す機会を持ち、見守りを3か月以上継続する。

## (3) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織と役割

- ・いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、「いじめ防止等の対策のための組織」として「杉三 いじめ防止対策委員会」を設置する。
- ・杉三いじめ防止対策委員会は、校長、副校長、教務主任、生活指導主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、都スクールカウンセラー、当該学級担任とする。
- ・いじめ防止等に係る取り組み方針の企画立案、児童の問題行動に係る情報共有、いじめ問題への調査・対応方法の協議を定期的に（月に1回程度）行う。

## (4) いじめの発見から解決までの対応の流れ

- ・いじめを発見した場合（いじめの疑いがある場合も含む）、その状況等を適時適切に管理職（校長、副校長）に報告し、一人で抱え込まず、組織的な対応を図る。なお、報告を怠った場合は、いじめ防止対策推進法第23条第1項違反となることに留意する。



## (5) 重大ないじめ事態が発生した場合の対応方針

- ・いじめられた児童や、いじめの実態を報告してくれた児童の安全を確保する。
- ・早急に教育委員会に連絡し「杉並区いじめ問題対策委員会」の調査に協力すると共に、保護者や地域、学校支援本部や学校評議委員会等の諸団体、関係機関と連携し、いじめ問題を迅速かつ的確に解決する。

## 2 教育委員会や関係機関との連携

- ・いじめが確認された場合は教育委員会に連絡を取り、情報を共有する。また、重大ないじめ事態が発生した場合は教育委員会と連携して適切に対応を行う。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、子供家庭支援センター等の関係機関との連携を密にするとともに、学校における相談機能の充実を図り、いじめの早期発見・早期対応に努める。
- ・学校や子ども家庭支援センター等関係機関が課題を共有し対応するため、学校サポートチームを活用する。

## 3 教職員のいじめ防止に向けた共通理解の場の設定と研修

- ・4月始業式前に、「基本方針」を基に全教職員で本校のいじめへの対応方針を共通理解する機会をもつ。
- ・毎週木曜日の生活指導夕会において、各学級のいじめの兆候や実態を報告し、全教職員で共有する。
- ・学校での連携の仕方について、その都度共通理解するとともに、いじめの早期発見や組織的対応について「人権教育プログラム」や「いじめ対応マニュアル」などを基に研修を行う。

## 4 その他

- ・学校のいじめ防止方針に基づく取り組み状況を、学校評価の項目に位置づけ、それを基に、「基本方針」をよりよいものに改善していく。

## 5 主な相談窓口・関係機関一覧

主な相談窓口・専門機関等	電話番号	所在地等
すぎなみ いじめ電話レスキュー	080-8825-0119 0120-949-466	済美教育センター
特別支援教育課電話相談	03-3317-1190	済美教育センター内 特別支援教育課
教育 SAT (スクールアシストチーム)	03-3311-0023	済美教育センター
SSW (スクールソーシャルワーカー)	03-3311-1921	済美教育センター内 特別支援教育課
ゆうライン	03-5929-1901	杉並区子ども家庭支援センター
東京都いじめ相談ホットライン	0120-53-8288	東京都教育相談センター
東京子供ネット	0120-874-374	東京都児童相談センター
24時間子供 SOS ダイヤル	0120-0-78310	文部科学省
ヤング・テレホン・コーナー	03-3580-4970	警視庁少年相談室
サイバー犯罪相談窓口	03-3431-8109	警視庁サイバー犯罪対策課
チャイルドライン	0120-99-7777	(18歳までの子どもが対象)